



共生社会の実現を推進するための認知症基本法 ～暮らしやすい街へ～

山崎英樹
いずみの杜診療所



利益相反の有無 : 無

*この演題に関連し、開示すべきCOI関係にある企業などはありません。



LIVING WELL WITH DEMENTIA

—認知症基本法がめざすもの—

山崎英樹
いずみの杜診療所



利益相反の有無 : 無

*この演題に関連し、開示すべきCOI関係にある企業などはありません。

Living well with dementia: A National Dementia Strategy



Putting **People** First





認知症とともに生きる希望宣言

1

自分自身がとらわれている常識の殻を破り、
前を向いて生きていきます。

2

自分の力を活かして、大切にしたい暮らしを続け、
社会の一員として、楽しみながらチャレンジしていきます。

3

私たち本人同士が、出会い、つながり、
生きる力をわき立たせ、元気に暮らしていきます。

4

自分の思いや希望を伝えながら、味方になってくれる人たちを、
身近なまちで見つけ、一緒に歩んでいきます。

5

認知症とともに生きている体験や工夫を活かし、
暮らしやすいわがまちを一緒につくっていきます。



2018年

『認知症とともに生きる希望宣言』 ➡ 権利宣言



- 1) 自分自身がとらわれている常識の殻を破り、前を向いて生きていく権利があります。
- 2) 自分の力を活かして、大切にしたい暮らしを続け、社会の一員として、楽しみながらチャレンジしていく権利があります。
- 3) 私たち本人同士が、出会い、つながり、生きる力をわき立たせ、元気に暮らしていく権利があります。
- 4) 自分の思いや希望を伝えながら、味方になってくれる人たちを、身近なまちで見つけ、一緒に歩んでいく権利があります。
- 5) 認知症とともに生きている体験や工夫を活かし、暮らしやすいわがまちを一緒につくっていく権利があります。

2019年6月: 予防重視の大綱と基本法案



• 認知症施策推進大綱190618 **共生 14回<<予防 178回**

- 認知症**予防**に関しては、多様なメディアで多くの情報が飛び交う中で、エビデンスの収集・分析を進め、認知症**予防**のための活動の進め方に関する**手引きを作成する**。自治体における認知症の**予防**に資すると考えられる**活動事例を収集し横展開を図る**。
- 認知症**予防**に資すると考えられる**民間の商品やサービスに関して、評価・認証の仕組みを検討する**。

• 認知症基本法案190620 **共生 1回<<予防 11回**

- (国民の責務)第八条 国民は、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の**予防**に必要な注意を払うよう努めるとともに、認知症の人の自立及び社会参加に協力するよう努めなければならない。
- (認知症の予防等)第十七条 国及び地方公共団体は、認知症及び軽度認知障害の**予防**の推進のため、**予防**に関する啓発及び知識の普及、**予防**に資すると考えられる地域における活動の推進、**予防**に係る情報の収集その他の必要な施策を講ずるものとする。

認知症予防に関する民間サービスの 開発・展開にあたっての提言(2023年3月)



- 提言学会
 - 日本神経学会 日本認知症学会 日本神経治療学会
 - 日本老年医学会 日本精神神経学会 日本老年精神医学会
- 認知症施策推進大綱における「予防」の定義と「予防」の難しさ
 - 現在までの研究では、認知症の発症を確実に予防できる方法は発見されていません。
 - また、認知症施策推進大綱では、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ことを目標としていますが、これについても、認知症の人全員に対して実践できる方法は今のところ確立していません。

2019年10月：認知症基本法案に関する私たちからの要望



賢治画

認知症基本法案に関する 認知症の私たちからの期待と要望

私たちは認知症になってみて、社会にはさまざまな認知症バリアがあり、それらによってあたり前に暮らしていく権利や生きる力が損なわれていく数多くの体験をしています。同時に、それらのバリアをなくしていくことで、認知症になってからも尊厳と希望をもって、地域社会の中で自分らしく、心豊かに生きていける可能性がたくさんあることも実感しています。

認知症基本法は、この先数十年に渡る日本の認知症施策や国民の認識・行動の礎となるものであり、認知症とともに今を暮らしている私たち、そしてこの先、認知症になるたくさんの人たちやこれからの時代を生きていくすべての人たちが、共に希望を持って暮らしていける活力ある社会を築いていくための未来志向の法が誕生することを、切に期待しています。

日本認知症本人ワーキンググループ（JDWG）は、「認知症とともに生きる希望宣言」に基づき、認知症基本法案に関して、以下の3点を要望します。

2019年10月

一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループ
代表理事 藤田和子

認知症基本法案に関する認知症の私たちからの要望

1. 目的、理念の筆頭に「人権」の明記を

～国民の一人として、あたりまえに暮らす権利があることを全ての根幹に～

2. 「予防」を「備え」に変え、全国民が認知症に希望をもって向き合うための法に

～「予防」という語を目的や理念からなくし、国施策の一条項の位置づけに～

3. 都道府県及び市町村の推進計画策定の「努力義務」を「義務」に

～どこに住んでいても、認知症とともに希望を持って生きていくために～

- 1. 目的、理念の筆頭に「人権」の明記を
 - 国民の一人として、あたりまえに暮らす権利があることを全ての根幹に。
- 2. 「予防」を「備え」に変え、全国民が認知症に希望をもって向き合うための法に
 - 「予防」という語を目的や理念からなくし、国施策の一条項の位置づけに。
- 3. 都道府県及び市町村の推進計画策定の「努力義務」を「義務」に
 - どこに住んでいても、認知症とともに希望を持って生きていくために。

「予防」を「備え」に



- 「予防」をどのように定義しても、一般的には「ならないこと」が主な受け止め方である。基本法案の目的の冒頭や理念に「予防」という言葉が用いられていることは、国民に、「認知症にならないこと」に過剰期待を抱かせ、自治体等が現実的には不合理な方策に注力してしまう過誤をもたらし、結果としてめざすべき共生社会の実現を大きく阻んでしまうことを、私たちはとても危惧している。
- 台風や地震を予防することはできなくても、「備え」が重要であると同様、認知症に関しても重要なのは、予防ではなく、認知症があってもなくても、健やかに共によりよく暮らしていくための「備え」という考え方やその方策である。

「発症への備え」「進行への備え」とは



- 「認知症にならない」／「認知症に負けない」
 - 発症予防／進行予防
- 認知症に限らず人生の危機を超えていくときには...
 - 人とのつながり、街とのつながり、自然とのつながりの「結びなおし」
 - 「つながりの結びなおし」＝人生の再構築
- 「発症への備え」は...
 - 今のつながりを大切にすること
- 「進行への備え」は...
 - これからのつながりを大切にすること
- 自分は今、何と(誰と)つながりながら生きているのか、そのことを静かに想うことが、実は「備え」になるのではないか

2021年6月

: 認知症共生社会を実現する基本法への期待と要望



- 1. 古い認知症観を脱し、社会全体が希望と活力のある**共生社会**を創出するための基本法を
- 2. 目的と理念に「**人権**」を明記し、すべての取組みの基本に: 自分事として
- 3. 市町村・都道府県が、**本人参画**で共生のまちづくりを展開していく推進を

障害者権利条約：国連審査総括所見220909公表



- 8. The Committee **recommends** that the State party:
 - (a) Harmonize all disability-related national legislation and policies with the Convention, recognizing all persons with disabilities as **rights holders** on an equal basis with others, including by ensuring close consultation with representative organizations of persons with disabilities, in particular persons with intellectual disabilities and persons with psychosocial disabilities;
 - (b) Review its legislation and regulations to eliminate elements of **the medical model** of disability, including the disability qualification and certification system, to ensure that all persons with disabilities, regardless of impairment, receive the required support in the community in order to have equal opportunities in society and full social inclusion and participation;
- 8. 委員会は、締約国に対して以下を**勧告**する。
 - (a) 障害者、特に知的障害者及び精神障害者を代表する団体との緊密な協議の確保等を通じ、**障害者が他者と対等であり人権の主体であると認識し、全ての障害者関連の国内法制及び政策を本条約と調和させること。**
 - (b) 障害認定及び手帳制度を含め、**障害の医学モデルの要素を排除**するとともに、全ての障害者が、機能障害にかかわらず、社会における平等な機会及び社会に完全に包容され、参加するために必要となる支援を地域社会で享受できることを確保するため、法規制を見直すこと。

2023年6月国会成立／2024年1月1日施行 ：共生社会の実現を推進するための認知症基本法



• 共生12回＞予防6回

• 第三条 基本理念

- 一 全ての認知症の人が、**基本的人権**を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること。
- 二 国民が、**共生社会**の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。
- 三 自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に**参画**する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること。

権利？
【人権モデル】



スロープ？
(合理的配慮)
【社会モデル】

予防、治療、リハビリ？
【医学(個人)モデル】



合理的配慮

reasonable accommodation



健全者は配慮を必要としない人
障害者は**配慮を必要とする人**

健全者は、**すでに**配慮されている人
障害者は、**まだ**配慮されていない人

合理的配慮 reasonable accommodation



- 責務としての変更や調整
 - 優しさや善意を前提とする配慮ではない
- 個別の対話や交流を通して行われる事後の調整
 - 一般向けの事前の調整ではない
- 健常者は配慮を必要としない人 ➡すでに配慮されている人
- 障害者は配慮を必要とする人 ➡まだ配慮されていない人

Needs based

Rights based



Nothing about us, without us !

人権ベース？

認知症へのまなざし

2019年～
認知症大綱
MCI: 認知症予備軍
【医学(予防)モデル】

1960年～
医療保険
痴呆患者
【医学(療養)モデル】

本人当事者

家族当事者

2024年～
共生社会の実現を推進するための
認知症基本法
認知症と生きる人(市民)
【社会モデル／人権モデル】

2000年～
介護保険
認知症の人(生活者)
【生活モデル】

ぼけ老人
【老化モデル】

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

(2023年成立、2024年施行)

- 共生社会というビジョンを実現するために
- 権利ベースのアプローチを通して
- 認知症フレンドリー社会を創り出す



権利ベースのアプローチ Rights Based Approach



- Rights Based Approach
 - 1990年代後半から国連の開発分野で重視され、貧困や教育、**障害**の分野に応用
- 障害者権利条約
 - 2006年に国連で採択、日本は2007年に署名し2014年に批准
 - **社会モデル**を採用：社会的障壁(建物、制度、慣行、偏見など)により**障害がつくりだされている**
 - **合理的配慮**を規定：障害者一人ひとりに合わせて、できるはずの配慮(環境調整)をしないのは差別
 - 国際認知症同盟DAIはこの条約の適用範囲に認知症を加えることを求めている
- RBAの実践的な理解
 - **エンパワメント**
 - 本人があきらめたり奪われたりした自らの権利に気づき、
 - 本来の力を発揮しながら**人生を再構築**できるように、
 - **合理的配慮**
 - **本人との対話や交流を重ねながら、**
 - 責任をもって一緒に環境を整えるアプローチ

医学モデルから人権モデルへ



- この子に、なにができるか
- その人 に、なにができるか

- この子と、なにができるか
- その人 と、なにができるか



専門家支配

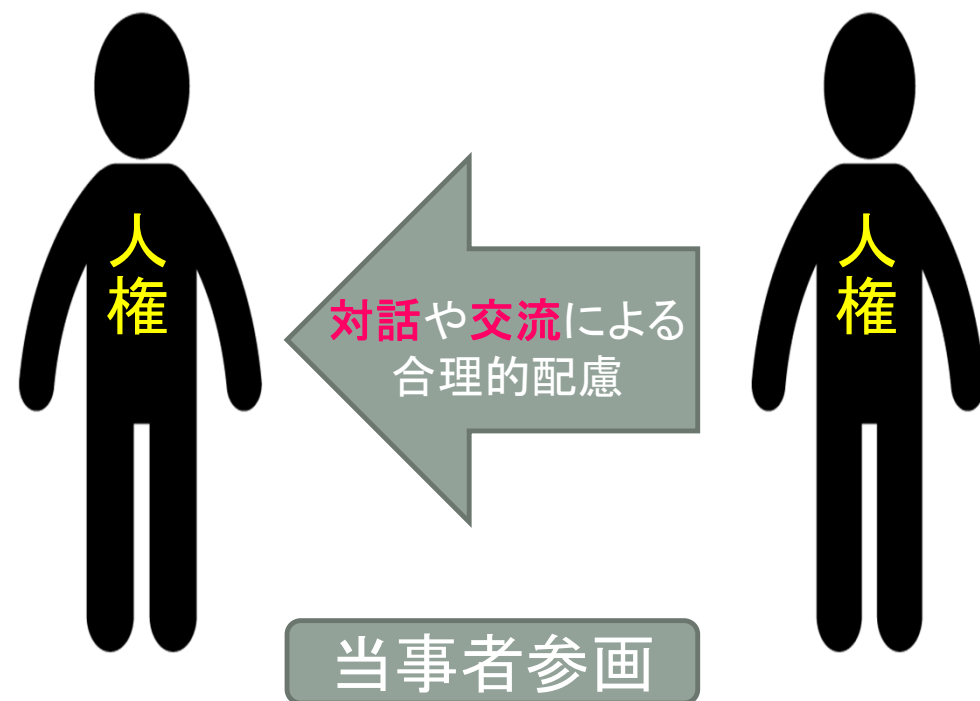
【に】から【と】へ

「その人**に**、なにができるか」



「その人**と**、なにができるか」

認知症フレンドリー社会



Dementia Friendly

- friendly **to** dementia
- 「認知症**に**、やさしい」
- **サポーター** (to / for)
- 「その人**に**、なにができるか」という**専門性**が問われ
- **正しさ**が問われる
 - Evidence based
- **Needs based**
 - しばしば当事者不在

- friendly **with** dementia
- 「認知症**と**、親しい」
- **パートナー** (by / with)
- 「その人**と**、なにができるか」という**関係性**が問われ
- **楽しさ**が問われる
 - Narrative based
- **Rights based**
 - 必ず当事者参画



共生社会の実現を推進するための認知症基本法 ～暮らしやすい街へ～



- 優しい街より、親しい街へ
- 正しい街より、楽しい街へ

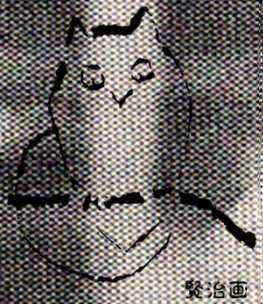


人間の尊厳

権利

責務

権利と責務の
分かちあいから立ち上がる尊厳



賢治画

「生命」とは、それを大切にしたいという人々との
かわりあいによって、かけがえなさを与えられ
た「存在」のことなのである。(森岡正博)



賢治画

耳を傾けていただき
ありがとうございました。